

議第 2 3 号

呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年呉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(地域手当)</p> <p>第 8 条の 2 地域手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 広島市に在勤する職員</p> <p>(4) 教育職給料表の適用を受ける職員</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 前項第 3 号に掲げる職員 <u>1 0 0 分の 7 . 5</u></p> <p>(4) 前項第 4 号に掲げる職員 <u>1 0 0 分の 4 . 5</u></p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第 8 条の 2 地域手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 広島市に在勤する職員</p> <p>(4) 教育職給料表の適用を受ける職員</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 前項第 3 号に掲げる職員 <u>1 0 0 分の 6 . 2</u></p> <p>(4) 前項第 4 号に掲げる職員 <u>1 0 0 分の 3 . 2</u></p> <p>3 略</p>

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(職員の給料に関する経過措置等)
- 呉市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる職員の給料月額については、給与条例第 3 条第 1 項及び別表第 1 から別表第 3 までの規定にかかわらず、当分の間、給与条例別表第 1 から別表第 3 までの給料表に掲げる給料月額（別表第 3 にあっては、同表備考 2 に定める加算額を加算した後の給料月額）に 1 0 0 分の 1 0 1 . 3 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。
- 前項の規定は、呉市職員退職手当支給条例（昭和 3 8 年呉市条例第 1 5 号）第 1 条に規定する退職手当（同条例第 8 条の 5 の規定により算定する退職手当を除く。）の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

- 4 第2項の規定は、給与条例第14条の4第5項（給与条例第14条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する給料月額（給与条例第14条の4第5項の規則で定める職員について、加算する額を算定するための給料月額をいう。）については適用しない。

（提案理由）

広島県に準じ、地域手当の支給率の改定を行うため、この条例案を提出する。